（開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正）

第二条　開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
（略）						
トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積一平方メートル	Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額
上空に設けるもの		Aに○・○二三を乗じて得た額				
令第七条第八号に掲げる施設 地下（トンネルの上の階数が一のものの地下を除く。）に設ける 階数が二のもの		Aに○・○○五を乗じて得た額				
階数が三以上のもの		Aに○・○○八を乗じて得た額				
その他のもの		Aに○・○一を乗じて得た額				
令第七条第九号に掲げる施設 建築物		Aに○・○二三を乗じて得た額				
その他のもの		Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額
		Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○一二を乗じて得た額	Aに○・○一三を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額

改正前

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
（略）						
トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積一平方メートル	Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額
上空に設けるもの		Aに○・○二三を乗じて得た額				
令第七条第八号に掲げる施設 地下（トンネルの上の階数が一のものの地下を除く。）に設ける 階数が二のもの		Aに○・○○五を乗じて得た額				
階数が三以上のもの		Aに○・○○八を乗じて得た額				
その他のもの		Aに○・○一を乗じて得た額				
令第七条第九号に掲げる施設 建築物		Aに○・○二三を乗じて得た額				
その他のもの		Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額
		Aに○・○○八を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○一二を乗じて得た額	Aに○・○一三を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額